

臭気判定士免状の交付

制度所管部局名：水・大気環境局大気環境課大気生活環境室

1. 制度の概要

悪臭防止法の規制基準として規定される臭気指数等に係る測定の実務に従事する者（臭気判定士）に対する国家資格について、臭気判定士試験及び嗅覚検査に合格した者に対し、臭気判定士免状を交付するもの。

2. 指定、登録等の基準

【悪臭防止法】

（臭気指数等に係る測定の実務に従事する者に係る試験等）

第十三条 環境大臣は、臭気指数等に係る測定の実務に従事するのに必要な知識及び適性を有するかどうかを判定するため、臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査を行う。

2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定機関」という。）に、前項の試験及び適性検査の実施に関する事務（以下「試験検査事務」という。）を行わせることができる。

一 職員、設備、試験検査事務の実施の方法その他の事項についての試験検査事務の実施に関する計画が、試験検査事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験検査事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

【悪臭防止法施行規則】

（臭気判定士免状）

第十二条 臭気判定士免状（以下「免状」という。）は、法第十三条第一項の試験（以下、「臭気判定士試験」という。）及び同項の嗅覚についての適正検査（以下「嗅覚検査」という。）に合格した者に対し、環境大臣が交付する。

2 免状の有効期間は、五年とする。

3 免状の様式は、様式第一号とする。

（指定機関）

第二十二條

2 環境大臣は、第十二条から第十六条まで及び第十七条第三項に規定する免状に関する事務（以下「免状に関する事務」という。）を指定機関に行わせることができる。

（手数料）

第二十五条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を国（第二十三条第二項の規定により、指定機関に免状に関する事務を行わせる場合には、当該指定機関）に納付しなければならない。

一 第十二条第一項の免状の交付を受けようとする者 三千五百円

二 第十四条第一項の免状の更新、第十五条第一項の免状の再交付又は第十六

- 条第一項の免状の書換えを受けようとする者 三千円
 2 指定機関に納付された手数料は、指定機関の収入とする。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
公益社団法人 におい・かお り環境協会	平成13年 5月30日	〒101-0031 千代田 区東神田2-6-2 タ カラビル TEL03-5835-0315	悪臭防止法施行規則第二十三 条の規定に基づく申請があ り、内容を精査したところ悪 臭防止法第十三条第二項の指 定機関の要件に適合すると認 められたため、同法施行規則 第二十二条第二項の規定に基 づき指定された。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
免状の交付を受けようとする 者 3,500円	人件費 2,162円 物件費 1,418円 計 3,580円（手 料は端数処理したもの）
免状の更新、再交付又は書換え を受けようとする者 3,000円	人件費 1,849円 物件費 1,332円 計 3,181円（手 料は端数処理したもの）

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果

平成24年3月30日現在 特になし

「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与
 等に係る見直しについて」（平成20年3月31日行政改革推進本部決定）に基づき、
 平成20年度決算より手数料の積算根拠をインターネットで公開している。

7. 政策評価

<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/>